

平成 26 年度事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

平成 26 年 3 月 28 日

目 次

- [1] レコード等の普及に関すること…………… 1～2
 - 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持
 - 2. レコードの需要拡大施策の展開
 - 3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
 - 4. 日本音楽の海外展開の促進
 - 5. 大学寄附講座の開設
 - 6. RIAJ セミナーの開催
 - 7. その他

- [2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集…………… 2
 - 1. 市場調査、産業統計の充実
 - 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施
 - 3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施

- [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること…………… 2～3
 - 1. アナログレコードのアーカイブ促進
 - 2. 「文化庁芸術祭」への協力
 - 3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

- [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること…………… 3
 - 1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化
 - 2. 「違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動
 - 3. 著作権教育活動の実施
 - 4. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動
 - 5. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動
 - 6. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

- [5] レコード等に関するデータの公表…………… 4

- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の
取り決めならびに徴収および分配…………… 4

- [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実
演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および
分配…………… 4
 - 1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取組
 - 2. 教育・文化・冠婚葬祭分野のレコード利用集中管理事業の推進

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配	4
[10] その他	4～5
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等	
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動	
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営	
4. 業界規格（RIS）の制定と改正	
5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動	
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈	
7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）	

以上

平成 26 年度事業計画書

平成25年の市況を振り返ると、音楽パッケージソフト（オーディオレコードおよび音楽ビデオの合計）の年間生産金額が前年比87%の2,705億円に減少し、有料音楽配信の売上金額も、PC・スマートフォン向けシングル・ダウンロードの年間売上金額が前年比122%、サブスクリプションサービスが同518%と大きく成長したものの、フィーチャーフォン向け配信の急速な減少により市場全体では前年比77%の417億円にとどまった。この結果、音楽ソフト（オーディオ+音楽ビデオ）の生産金額と有料音楽配信売上の合計は3,121億円となり、好調だった前年の85%の規模に減少した。

このような厳しい業界環境を踏まえ、当協会は、平成 22 年度に打ち出した 8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の拡大」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」および⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）を当協会が担う 4 つの役割に整理し、各々優先度をつけて取り組む。当協会の 4 つの役割とは、(1) 業界の収益を「伸ばす」、(2) 違法を「なくす」、(3) レコード産業への理解・著作権思想を「広める」および (4) 業界の情報基盤整備により足元を「固める」ことである。

これら事業のうち、平成 26 年度は、政府のクールジャパン戦略に則した日本音楽の海外展開促進等により業界の収益を「伸ばす」事業と、平成 25 年度に設置した特命組織「著作権保護・促進センター（CPPC）」を中心とした違法を「なくす」事業に特に注力して取り組む。

平成 26 年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

[1] レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持

- (1) 再販制度の弾力運用を推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の存置を引き続き求めていく。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを開催する。

2. レコードの需要拡大施策の展開

- (1) 「ミュージック・ジャケット大賞」を継続して実施する。関連イベントである「ミュージックジャケットギャラリー」と運営を統合する組織「Music Jacket Promotion Committee」を設置し、コスト削減を図るとともに、相互の連携を向上させることで更なるユーザーの認知拡大に取り組み、パッケージユーザーの拡大に結び付ける。
- (2) 商品カタログ製作、CD ショップ大賞への協賛等販売店の活性化に資する施策を検討し実施する。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一、実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」を継続して実施する。平成 25 年度プレイベントとして開催した「GOLD DISC FESTIVAL (GDフェス)」の効果を検証し、同賞の更なる認知拡大に取り組むことにより音楽文化の維持・発展を図る。

4. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に向けて、音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) 主催の「東京国際ミュージックマーケット (TIMM)」に積極的に参画し、成約実績の拡大と成功事例の創出を図る。

(2) 海外での日本音楽のムーブメント創出を目指し、平成 25 年度にインドネシアのジャカルタで実施した「J-MUSIC LAB」を継続するとともに、関係省庁、関係団体等の協力を得て取組みの更なる拡大を目指す。

(3) 放送番組の海外展開促進に関する総務省施策を受け、平成 25 年度に引き続き、原盤権処理効率化を目的とした集中管理化の実験対応を行い、課題を検証する。

(4) その他、関係省庁、関係団体等との連携により日本音楽の海外展開促進に資する適切な施策を検討し、実施する。

5. 大学寄附講座の開設

平成 26 年度は、明治学院大学に寄附講座を開設し、若年層のレコード産業・著作権制度に対する理解を深める。

6. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に原則として毎月 1 回開催するとともに、一部テーマについては広く一般公開も検討する。

7. その他

“Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品および音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

29 年目を迎える「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施し、経年変化を把握するコア調査と共に、特定テーマを選定し、その深掘り調査も行なう。

3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施

私的違法ダウンロードの実態変化を経年観測・検証するため、違法ダウンロードの実態調査を実施する。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. アナログレコードのアーカイブ化に関する研究

アナログレコード (EP 盤、LP 盤等) を文化的資産として保存および利活用するため、デジタルアーカイブ化の実現に向けた検討を行う。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請および審査に協力する。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的として継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法配信対策の専任組織「著作権保護・促進センター（CPPC）」に違法対策業務を集約し、違法音楽ファイルの削除要請の更なる拡大など、違法対策の強化と効率化を図る。
- (2) 動画共有サイトに関しては、海外サイトへの対策を強化する。国際レコード産業連盟（IFPI）との連携により海外サイトへの削除要請を拡大するとともに、中国サイトについては、サイト運営事業者への直接訪問による協力関係の強化や「コンテンツ海外流通促進機構」（CODA）等関係団体との連携により対策の強化を図る。
- (3) 違法な音楽利用を助長するスマートフォン向けアプリに関して、アプリ提供者等に対する注意喚起・警告活動や、アプリ削除要請、違法ファイルへのリンク切除要請、ファイル削除要請等を継続実施するほか、フィルタリング（起動阻止）対策を技術提供会社と協力して実施する。
- (4) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (5) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」（CCIF）の取組みに継続参加し、違法行為者に対する啓発メールによる注意喚起活動を強化する。
- (6) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に関して、発信者情報開示請求に基づく損害賠償請求や告訴等の対応を強化する。

2. 「私的違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動

私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法の更なる周知活動および違法配信問題をテーマとした啓発活動を実施する。また、適法配信識別マーク（エルマーク）の認知拡大のため、キャラクター「エルマーくん」を活用した広報活動を実施する。実施にあたっては関係団体の協力を得て音楽業界全体による啓発活動となるよう取り組む。

3. 著作権教育活動の実施

他団体、企業等との連携等により、若年層への著作権教育の機会を増大するなどの取組みを強化する。

4. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

国内外の権利者団体等と連携を取りながら、レコード保護期間延長に向けた活動を継続する。

5. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

文化庁著作権分科会法制・基本問題小委員会における検討を踏まえ、関係省庁および他の権利者団体と連携して補償金制度に代替する新たな対価還元制度の検討を行う。

6. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と連携して制度創設に向けた関係省庁への働きかけを継続して実施する。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広報する。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取決めならびに徴収および分配

二次使用料を安定的に確保するために、放送・有線放送事業者との間で協議を実施し、使用料水準の維持確保に努める。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取組

会員社・利用者双方から集中管理の要望がある利用形態への集中管理範囲の拡大を検討するほか、現行の使用料規程の実態に即した見直しと未整備の規程整備を行う。

2. 教育・文化・冠婚葬祭分野のレコード利用集中管理事業の推進

平成 26 年 1 月に導入した教育・文化系催事に係る一任型集中管理事業を円滑に推進するとともに、ブライダル分野についても集中管理事業化に向けた取組みを進める。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

貸レコード使用料等の新分配スキームについて、運用の安定化・効率化を図る。

[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

私的録音補償金管理協会（sarah）および私的録画補償金管理協会（SARVH）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を支援する。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見を表明する。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。

5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

音源の識別に利用される“ISRC”（国際標準レコーディングコード）の国内登録管理機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

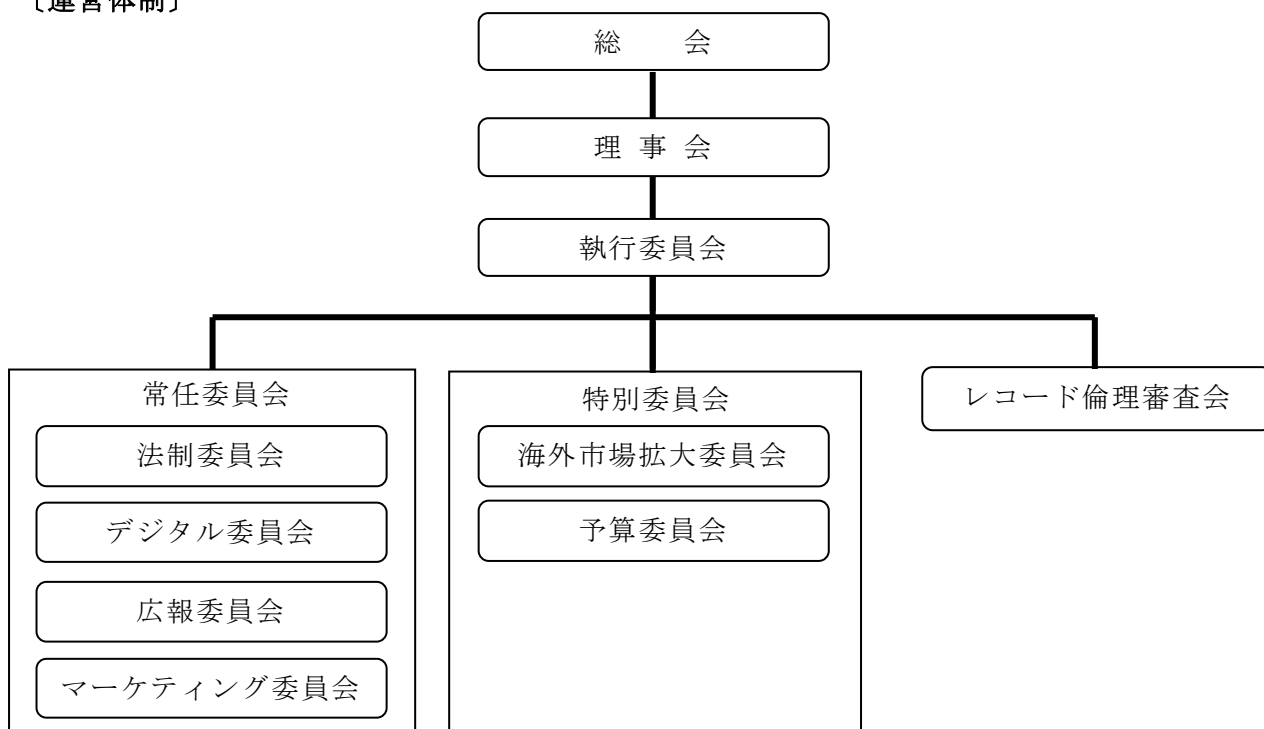
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和38年（1963年）から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を平成26年度も継続する。また、東日本大震災被災地への寄贈も継続する。

7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

- (1) 平成24年度に実施した放送局向けオンラインプロモーション実証実験の結果を踏まえ、放送用音源ファイルの提供を含む実証実験を行う。
- (2) 会員社業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握する。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係官庁並びに関係団体の協力を得て業務を推進する。

以上